

いじめ発見時や児童虐待に係る学校の対応について

1 いじめ発見時の対応

いじめ発見

・本人の訴え ・教職員による発見 ・他からの情報提供

いじめを把握したら、副校長が教育指導課スクールアドバイザーに電話で報告

「学校いじめ対策委員会」を開催する （「いじめ対応 西東京の約束」に沿った対応を行う。）

いじめ対応 西東京の約束

- ① 「いじめられている子供」を全教職員で守る。
- ② 15日以内の解決を目指した対応を行う。
- ③ 「いじめている子供」に謝罪させる。
- ④ 「いじめられている子供」「いじめている子供」双方の保護者に連絡する。

【キーワード】 一人で対応することなく、チームで対応する

- ・ いじめられている子供には、「絶対に守る」という学校の意思を伝える。
- ・ 教職員の役割分担を明確にし、休み時間や登下校時、清掃時間等の安全確保を行う。

解 決

- ※ いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もあることから、卒業まで定期的に話し合う機会をもつなどの配慮を行う。
- ※ 教育アドバイザーが3ヶ月後にいじめが止んでいるか確認を行う。
- ※ いじめを認知してから15日経過しても解決に至らない場合やいじめを受けた子供が長期にわたって欠席している場合、いじめの内容が極めて悪質であると考えられる場合は、学校が「いじめに係る報告書」を教育委員会に提出する。その際は、指導主事が学校に訪問して対応を行う。

●いじめの認知件数

年度	小学校				中学校			
	H26	H27	H28	H29* ₁	H26	H27	H28	H29* ₁
件数	123	59	300	85	29	19	35	9
解消率* ₂	100	100	100	100	100	100	100	100

*1 平成29年度は11月末日まで件数

*2 「いじめの防止のための基本的な方針」において、いじめの解消は被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していることが求められると規定された。

2 児童虐待に係る対応

- (1) 学校は、「児童虐待防止 校内委員会」を月に2回程度開催し、児童虐待に係る情報及び対応策について共通理解を図る。また、本委員会の委員は、管理職、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、その他校長が必要と認める教員で構成する。
- (2) 「学校生活台帳」については、運用の目的等を十分に理解し、運用マニュアルに基づいた組織的な対応を行うとともに、各教職員の気付きを「学校生活台帳」に記載し、情報を全教職員で共有する。
- (3) 学校は、「児童虐待防止 外部委員会」を学期に1回以上開催し、児童虐待に係る情報交換を行うとともに、関係機関や地域社会と連携した対応策や取組を検討する。また、本委員会の委員は、管理職、生活指導主任、民生委員・主任児童委員、教育指導課スクールアドバイザー、子ども家庭支援センター「のどか」職員、その他校長が必要と認める者で構成する。
- (4) 校長・副校長は、必ず要保護児童対策地域協議会に参加し、学校が知り得た児童虐待にかかわる情報（該当児童・生徒及び保護者の氏名や住所等を含む）を提供するとともに、関係機関と連携した対応を行う。
- (5) 生活指導主任は、子ども家庭支援センター「のどか」等関係機関との連携を深め、自校における児童虐待（疑いを含む）の情報を集約する。
- (6) 学校は、連続して欠席し連絡が取れない児童・生徒について、児童虐待や犯罪等の被害に遭っている可能性があるとの認識の下、教育委員会、子ども家庭支援センター「のどか」、警察等と連携・協力しながら、迅速かつ組織的な対応をする。また、正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に対しては、下記の流れ（西東京ルール）に沿った対応を行う。

【西東京ルール（連続して欠席している児童・生徒に係る対応の方法）】

欠席日数	学級担任等の対応	管理職の対応	教育委員会の対応
3日連続	管理職に報告を行う。	※緊急性があると判断した場合	学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行う。
5日連続	家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会うことで、欠席の状況を確認する。	統括指導主事及び子ども家庭支援センター「のどか」に報告する。	
7日連続	家庭訪問を行ったが、 <u>本人と直接会うことが出来なかった場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は、その旨を管理職に報告する。</u>	左記について、学級担任等から報告を受けた場合は、スクールアドバイザーに報告する。	学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。

※ 病気や怪我等、正当な理由による欠席を除く。ただし、保護者等からの欠席連絡の内容に不自然さを感じるものは対象とする。

※ 特に危険が切迫している可能性が高い事案を把握した際には、学級は、本ルールに拘ることなく、警察や子ども家庭支援センター「のどか」等に直ちに報告し、協働して対応を図る。

●児童虐待の報告件数（学校から教育指導課スクールアドバイザーへの報告件数）

年度	小学校				中学校			
	H26*3	H27	H28	H29	H26*3	H27	H28	H29
報告件数	10	26	91	68	5	25	16	13

* 3 平成26年度は10月から3月までの報告件数